

第19回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年3月15日（月）18：30～20：30

開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）

出席委員 土谷委員、杉原委員、岡本委員、大江委員、小森委員、西島委員、菅野委員、宮田委員、三浦委員、高崎委員、小室委員、遠國委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開会

2 第18回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 たたき台（修正）について（協議）

起草部会が作成したたたき台（修正版）について協議し、基本的に了解された。細部で修正が必要な箇所は起草部会で修正のうえ、庁内検討委員会に送り込むこととした。

（1）町民、町長、職員の役割、責務等

＜起草部会委員からの説明要旨＞

- ・町民に関する規定の部分で、条文の表題を「町民の役割と基本姿勢」から「町民の責務」に変更した。
- ・「事業者」について、町民会議でも記載する必要があるのかどうか議論があった。検討の結果、「事業者の責務」として記載することとした。
- ・就任時の宣誓について、町民会議での議論を踏まえ、行うのは町長のみとし、副町長及び教育長は対象外とした。
- ・職員に関する規定については、「努める」という表現を修正した。

（アドバイザー）

【町民会議では】の6行目から7行目の「まちづくりへの参加・・・町民の主体性を尊重するとともに」までは必要ないのではないか。

（2）行財政運営

＜起草部会委員からの説明要旨＞

- ・公益通報について、町の職員に限定した条文とした。

（アドバイザー）

- ・公益通報については、民間のことを自治基本条例に書くというのはいかがなものかという意見もある。
- ・実施計画は町民参加の対象としない旨を解説などで記載してはどうか。

（3）コミュニティ・協働

＜起草部会委員からの説明要旨＞

- ・条文の「町民の役割」を「町民とコミュニティ」へ、「行政の役割」を「行政とコミュニティ」へ変更した。

（意見等特になし。）

4 行政について、議会、議員の役割・責務等について（協議）

「議会、議員の役割・責務等」について、前回及び今回の会議に向けて委員から提出があった意見等を基に、起草部会においてたたき台を作成することとした。

事務局から意見の取りまとめ結果について、別添資料「第19回みんなで創る自治基

本条例町民会議 委員事前意見取りまとめ結果」の「〈行政に対する意見、要望等〉〈議会、議員に対する意見、要望等〉」により説明。

(委員長)

総合計画について、総合計画の期間と町長の任期が一致しないため、町長が交代した際には見直すべきではないかとの意見がある。総合計画は町として町民の方と約束した計画であり、しっかりと取り組まなければならないと思う。選挙の際にお示しするマニフェストは、町長になろうとする人と町民との約束であり、総合計画との両立はできているのではないかと考えており、特段の違和感を持っていない。ただ、大きい長期的な計画を政策として考えた時に、総合計画をどう結びつけるか、いろいろな考えがあるのかなと思う。仮に首長が代わって、総合計画と根本的に異なることを行おうとするのであれば、町民側が歯止めをかける手段はいろいろあると思う。

マニフェストは実施できなくてもペナルティーがあるわけではない。もし、マニフェストが達成できない場合は、次の選挙での審判や、リコールなどの方法があり得る。

実施したい具体的な事業は、実施計画で反映させることができると思う。

総合計画が必要ないということはあまり考えられないが、期間は何年が適当なのか。現在の10年間で適当なのかは考える必要があると思う。

(委員)

町民に将来像を示すためにも総合計画は必要だと思う。将来像を示すという点では、期間は10年程度あって良いのではないかなと思う。現在の総合計画も、一定の時期に見直すことが予定されており、社会情勢の変化があった時はその際に見直せば良いのではないかな。また、町長が代わって、町長の政策と計画が合わない部分があれば、適宜修正していけば良いのではないかな。総合計画は町長が代わったからといってすべての内容を変更するものではないと思う。

(委員)

基本構想は議会の議決事項であるが、基本構想を変えることは余程のことがなければ発生しないのではないかな。基本構想の考え方を外さない範囲で、基本計画などを変更すれば対応できるのではないかな。基本構想を尊重してもらうことは必要だと思う。10年先まで見通すことはなかなか難しいと思うが、かといって計画も何も無いのもどうかと思う。町長には基本構想を踏まえたくて、政策を考えてもらう必要があると思う。

(委員)

全国議長会では、実施計画まで議決事項にするべきと主張している。しかし、私は議決は基本構想までで十分であり、あとは執行権の範囲ではないかと思う。すべてをしばるのはどうなのか、従来どおりで良いのではないかなと思う。

地方自治法の改正の議論の中で、基本構想はいらぬという議論もあると聞いているが、みんなで決めた基本構想が果たしてそんなことで良いのかと思う。

(委員)

総合計画は町民参加により作成したものであり、町と町民との約束である。町民の意見をいただき策定したものを、町長が交代したからといって、簡単には変えられないのではないかな。もし、総合計画とまったく正反対の政策を実施するのであれば、事前の選挙においてマニフェストなどで町民に訴えるべきだと思う。

(委員)

総合計画は、誰もが変えなければならないと判断する事情が発生した時以外は、町長が代わったからといって、簡単に変えるべきではないと思う。

(アドバイザー)

総合計画の基本構想が議会の議決事項であることは法律に書いてあるが、それ以外の基本計画、実施計画の策定は皆さんがつくる自治基本条例が根拠となることを認識していただきたい。札幌市では、市長が代わった際、市長のマニフェストにあわせて総合計画の基本計画にあたる「新まちづくり計画」を見直した。従来の総合計画は右肩上がり成長を想定しており、現状とかけ離れた計画が多かった。それは見直さなければならない。

(委員)

従来は確かに右肩上がりを想定し、事業量もそれにあわせて決めていた。だから、後々実

態とあわないではないかということがあった。

(委員)

基本構想はできるだけ尊重すべきで、実施計画の見直しなどで対応すべきではないか。

(委員)

総合計画の現在の10年という期間は見直す必要があるかもしれない。10年先まで見通すことはなかなか難しい。国や道のいろいろな計画も期間が短くなってきているのではないか。

(委員)

大きな事をやるためには5年や6年はかかる。大まかなものでいいから、10年後はこうなるというものは必要だと思う。

(委員)

これからの町の運営は一層厳しくなっていくと思う。そのために、町民の意見が審議会で反映されるべきである。総合計画は大きな枠付けの中ではあった方が良くと思うし、見直しの際には人口の推移や少子高齢化の状況を踏まえて検討すべきだと思う。見直しの際には、国や道の動きも踏まえたうえで検討しなければならないと思うが、基本構想という大きな構想があった方が、見直し際の指針にもなり、良いと思う。

(委員長)

議員、議会に対しては、今回出されたような意見があることを認識していただくことでよいか。

<出席委員了承>

(委員)

町民は議員さんに期待している。町民の代表として、個人の意見だけではなく町民の意見や想いを十分に聞いていただきたい。

5 条例の見直し、実効性の担保について(協議)

「条例の見直し、実効性の担保」について協議を行った。会議での協議内容等を踏まえ、起草部会においてたたき台を作成し、次回(第20回)会議で協議することとした。

事務局から意見の取りまとめ結果について、別添資料「第19回みんなで創る自治基本条例町民会議 委員事前意見取りまとめ結果」の「条例の見直し」及び「実効性の担保」により説明。

(委員)

見直しは、町長が見直しの必要性を感じたり、社会情勢が変化した際に実施されるものであろうと考えていた。町民委員会が設置されるとなると、この委員会が率先して見直しことになるのか。

(アドバイザー)

町民委員会は、通常は町長からの諮問を受けて見直しの検討を行うことになる。ただ、委員会が町長に対してそろそろ見直しをしてもいいのではないかと提言できるようにもしてある場合が多い。一般には町民委員会は、町長からの諮問を受けて見直しの検討を行う。

(委員)

毎年、委員会に1年間の条例の実施状況を報告することになるだろう。その際に、条例の見直しの必要があるかどうか議論されることになるのではないか。

見直し期間を5年などとすると、そのうち条例のことが忘れられてしまうのではないか。できれば、常設の機関を設置して、毎年、見直しの必要性の有無にかかわらず条例のことを協議するのが良いのではないか。協議の中から、見直しの必要性の有無も見えてくるのではないか。

(委員)

私は町民委員会を設置しないという意見であるが、それぞれの立場の人たちが、自分たちの分野に関わることを振り返れば良いのではないかと考えた。

(委員)

自治基本条例は新しくできる条例であり、多くの町民に知ってもらふ必要がある。町民が意見を出せる場を設ける必要があると思う。見直しの期間はせいぜい4年が限度で、また委員会の委員も同じ人が長く勤めることも好ましくないと思う。多くの町民に条例を理解してもらうには、多くの人に関わってもらふ必要がある。多くの町民が、自分たちの町をどうしていくかということを考えてもらうことにより、自分たちが地域で活動していくことにも繋がっていくのではないかと。

(委員)

条例を作ったあとに、どうやって条例の主旨が広がるのかを考えた時に、条例では町民の責務ということの規定しようとしており、町民、あるいは団体などが自ら自分たちの活動を振り返ることも期待できるのではないかと。

(委員)

条例の見直しを提案するのは、おそらく町長になるのであろう。その場合、町長の意向だけで提案するわけにはいかないだろう。委員会があると、町長が諮問をして、その答申を受けて、町長が議会に提案することになる。委員に検討してもらって、今年は見直しの必要はないというのであれば、町長としても検討したうえで見直しをしないことにするかもしれない。町長の立場としては、委員会はあった方が良いのではないかと。

(委員)

自治基本条例はそれほど大きく変わるものではないと思う。ただ、町民みんなで共有する必要があり、町民が集まる場は必要だと思う。

総合計画はいつ、どういうことをどういう順序やタイミングで行うか、誰が行うか決めるものであるのに対し、自治基本条例は、それにみんながどう関わるかということを作り出すものではないか。自治基本条例はそうそう変わるものではないと思うが、役場職員は条例に書いてあることをきちんとやっているのかとか、町長はきちんと指示を出しているのかとか、町民は言いたいことだけ言って後は知らない、お金も出さないということではいけない、みんな関わって町を創りましょうということを規定するものだと思う。常設的な検討機関を設けた方が良いと思う。

(委員)

常設的な検討機関は設けた方が良いのではないかと。そうでなければ必要な都度メンバーを集めることになる。

(委員)

何年間も放りっぱなしにすることはできない。

(委員)

委員会の設置によって、毎年条例の見直しの検討をすることは可能になる。ただ、状況によってはその年は条例の改正をせず様子を見ることも良いと思う。運用としては、見直し期限としては4年の方が良いのではないかと。

(委員)

委員会は常設にして、毎年条例について検証するようにして、必要があれば見直しの答申を町長にしてもらうようにすれば良いのではないかと。毎年注目していくようにしないとならないのではないかと。

(委員長)

見直し規定を設ける、町民委員会(仮称)を設ける方向で検討を進めることでよろしいか。
<出席委員了解>

(アドバイザー)

この条例の所期の目的が制定された通りに機能しているかどうかを町民委員会でチェックする。また、条例を制定する過程において、積み残した課題が出てくると思う。それを継続して町民委員会で検討していくことも必要。一つの目安として、2年間程度が目途になると思う。2年間程度で、この条例の運用などをじっくり見て、どこが足りなかったか、合っていなかったかを検証し、改善できるところは改善し、その上で、条例の改正の検討をするのが良いのではないかと。

6 次回までの検討課題・次回開催日について

水澤アドバイザーから、次回の検討課題である「最高規範、連携・協力、前文」について、別添資料「自治基本条例の概要（最高規範など）」により説明。

（事務局）

- ・「最高規範」「連携・協力」「前文」について、条文に盛り込みたい内容や考え方、理由等について意見をいただきたい。
- ・次回会議は、3月30日（火）18:00から、しゃきっとプラザ会議室(1)(2)で行う。